

輪島市監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年 2月 7日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年 1月25日（金）大屋小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成24年度（平成24年4月から12月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を大屋小学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 大屋小学校の安全対策については、年間行事計画等に基づき、火災・地震津波・不審者対応の各避難訓練が実施されていた。校外に生徒がいる時間帯を想定し、休み時間中に訓練を実施する等、様々な事例を想定した訓練を行っている。訓練後は新たに発生した課題を解決するよう努め、緊急時には生徒・職員ともに速やかな行動ができるよう心がけられたい。
- 理科用薬品の管理については、ほぼ適正に管理されていると認められた。しかし劇薬・危険物・引火性危険物については、学期末の県教委による「現有数量調査」の報告時に残量を確認しているのみであった。今後はさらなる安全性を考慮し、使用簿を作成するなど日常的な管理を行うことも検討されたい。
- 「特色ある学校づくり支援事業」の補助対象でもある伝統芸能「輪島まだら」の継承については、礼儀作法の基本を養うとともに輪島の伝統芸能の継承にもつながり、大変有意義なことである。輪島まだら保存会や保護者・地域の方々の協力を得て練習し、その成果を発表することは生徒たちの自信や郷土愛につながると思われる。今後も大屋小学校独自の取り組みとして継承されることを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。